

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 日程により、昨日、産業厚生委員会に付託いたしました議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定についてを議題といたします。

これより、産業厚生委員長から委員会における審査の経過と結果について、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 皆様、おはようございます。昨日の産業厚生委員会の報告をさせていただきます。

産業厚生委員会審査報告。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので報告します。

議案の名称。

議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について。

審査の経過。

1月31日、大会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より松木市長、鈴木環境対策課長、須田総務課長、条例制定請求代表者であります土屋美代榮門氏、長友くに氏、糸賀四郎氏、杉山徳男氏、土屋洋子氏、土屋誠司氏、小林弘次氏の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

決定及びその理由。

議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について。

決定、賛成少数により否決。

理由、本条例の制定は必要ないものと判断した。

なお、補足でございますが、審査の経過の中で、この広域ごみ処理事業については、市民への説明不足に対し、請求代表者からも、条例案に賛成した委員からも、反対した委員からも、その指摘がございました。こうした説明不足が事業に対する不信感や健康への影響に対する不安を払拭できなかった要因であり、今後様々な広告媒体等を使い、市民の皆様へ積極的に情報を提供するよう、多くの意見がございました。

なお、討論、採決の前に、提案された条例案に新たに成立要件を加えた条例修正案が提出されております。

委員会では条例案について賛成少数で否決となりましたが、審査の経過の中では、直接民主制及び住民投票を完全に否定したものではないといった発言も、条例案に反対した委員の中からも出ております。今後の議会で常設型を含めた住民投票について条例案の必要性があるといった内容の発言もございましたので、併せて報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 産業厚生委員会の審議御苦労さまでした。今、御報告いただきましたが、その中で基本的な問題についてお尋ねいたします。

委員長の報告によりますと、情報の不足が主要な論点であったというように受け取れますが、情報の不足というのは、どういった情報が不足であったのか。この条例の要旨の中では、健康を害する排ガス、水質、土壌、交通等々、小さな子供から、団地があると、そういう重要な拠点の中で大きなごみの焼却場が新設されることに対する健康上の被害が、これは主要な論点になっているわけです。そういう中身の問題を、情報が足りないのか、条例そのものが成り立ちが足りないのか、どういった内容が情報の不足であったのか、議論されたようであれば、かいつまんで結構です、明確にしてください。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員からの質問にお答えをさせていただきます。

情報の不足という観点につきましては、まず、本会議で進士濱美議員が質問された健康被

害への考え、また排ガスに関する基準等の考えについて委員の中から質問があり、当局からの回答がございました。当局からの回答といたしましては、国の基準に従い、基準も見直され、その基準に合った施設ということで、健康への被害等はないといった報告がございました。

一方、請求代表者の皆様の意見陳述の中では、市内で3回行われた説明会の中で、2か所の説明会でそれぞれ1名、計2名の方から健康への影響について意見があったという報告もございました。

また、請求代表者の7名の皆様が意見陳述の中でそれぞれ環境や健康への影響、またSDGsの観点、地方自治制度の観点、署名活動について、そして生活者の視点で、また行政運営の観点で、請求の要旨に記載された以外の大まかな内容について御報告をいただきました。請求代表者の方のほうからは、パネルを使った中で、計測データに基づきます水銀を含んだガスの発生量、それを理論値で計算した上での年間の水銀の排出といった情報の提供がございました。

委員会の中では、そういった細かなデータについて、やはり執行側としても、ホームページに載せるだけではなく、広報しもだ等様々な媒体を使って情報を伝えていく必要があるのではないかという議論、意見が出ております。また、当局からもそういった情報を積極的に今後周知していきたいというような発言もございました。

あわせて、現在、敷根地区に建設した場合、交通量の増加が懸念されるということで、請求代表者の方からは、その点について当局から議会に対して説明があるのかという質問がございました。請求代表者の方からの質問ということで、委員会のほうからその質問に対しての答えはしておりませんが、実際、議会のほうでは、ごみに関係する交通量については当局から説明をいただいておりますが、インターチェンジができたことによる車の台数の増加というものは説明をいただいてないと私は認識しておりますので、そういった点の情報不足もあったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） そうですね、参考人として出ていただいた7名の方から水銀等の化合物についての御説明があったということでございますが、私自身もやはり健康についての問題、先日質問させていただいた中の最大の課題は、このごみ処理場新設計画の最大の課題は、財政上の経費、効率性の問題、そして健康の問題と、大きく2点に分かれて考えなければい

けないと思うんですが、やはり財政上の問題、効率の問題というのは重要な案件でございますけれども、健康あつての住民自治、地域であるという最重要課題を持っていかなければならないと思います。よって、その辺の情報というのは、先日の産業厚生委員会の中でそれなりに納得がいったのか、いかなかったのかという部分が非常に気になるわけです。

質問もございますが、この問題につきましては、当局及び推進をなされる議員、議会のほうでは、6項目に及ぶ規制値がクリアされていると。定期的に点検がなされているから、これは責任問題も含めて、進行はよろしいんだらうという姿勢が見えるわけですね。

しかし、この問題について、その規制値のよしあしについて、そのものについての裁判があるわけです。そのうちの内容については私持っておりますけれども、ここには、裁判の中ではね、規制値以外に、最大のいわゆる重金属、排ガスをクリアにする機能を持つバグフィルターというのが新規に設置義務がなされまして、その最大の義務というのはダイオキシンという大前提があるわけです。他の重化学金属及び排ガスは気化して外に出ていくと。この辺が裁判の争点になっております。

この中で、環境省の技術者も参考人として招致されて述べておりますが、これについての双方の論点が一致しない。よって、裁判所につきましては、どちらが正しい論理であるという答えを出しておりません。そこまで言い切っていないです。棚上げという部分で、環境省、国そのものが論証し切れていない現状があるわけです。それを使った、機能を使ったごみ焼却場をこれから下田市は造ろうとしているわけですね。

そうした場合に、やはり不安というのは、これは残らざるを得ないと。一般の知識を持たない、あるいは、詳しい、そういった合理的な、科学的なデータを持たないがゆえに、不安というのは消えるものではないと。そういった情勢がこの条例の制定につながっているわけです。

ですから、産業厚生委員会で否決なされたということなんですけれどもね、やはり多くの、2,300絡みの住民の不安というのは、それで産業厚生委員会はパスしても構わないという結論を出されたんだと思いますけれども、やはり条例そのものが、これは、選挙でいわゆる私ども直接民主制と、それから私どもが議員を務めます、議会を務めます間接民主主義と、こういう観点があるわけなんです、条例というのは日本の場合はここ80年ばかりで40年前にまだ制定がされたばかりです。非常に年が、年季が浅いと。浅いけれども、当初制定された議会制制度そのものが一定の機能を満たし切れないというがゆえに、直接民主主義、いわゆる投票条例制度が憲法及び地方自治法によって制定されたわけですね。そういった背景を見な

がら考えますと、非常に私自身ももっと穏やかな住民への姿勢を示すべきだろうと思うんですけども、投票条例については、委員会ではほかにどういう姿勢あるいは意見が出されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員からの質問にお答えさせていただきます。

ダイオキシンとの関係につきましては、具体的に委員会審査の中で当局側からの数値であったり、そういったものは示されておられません。委員の中でもそういった関係についての議論はございませんでしたが、請求代表者の方から、健康、臭い、そして住宅のさびという点で意見陳述がございました。特にこういった部分については、アンケートを行って状況を把握する必要があるのではないかという意見陳述がございました。それに対して、委員のほうからその必要はあるという形で質疑が行われております。

民主主義における直接民主制と間接民主制につきましても、請求代表者の方から、直接民主制の上での間接民主制が必要ではないかということで、ただ、全てのことを直接民主制でやることは難しいので、今回、下田市政においても間接民主制を取っている。ただ、お互いにその意見が真っ向からぶつかり合うときがあるので、今回はそのぶつかり合ったための住民投票条例の制定の直接請求ということで意見陳述がございまして、委員のほうから、その件については一定の理解があるものの、今回の条例制定について賛成した委員は少数ということでございました。

あと、それぞれの意見ということは、今後、賛成討論、反対討論でもされると思いますが、この場で私から申し上げたほうがよろしいか確認をして、答えさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。3回目です。

○9番（進士濱美君） 委員長の所見は結構です。委員会の中での総論としてのお話を伺うだけで結構ですけども、どういう格好で結論が出されたのかということが重要であろうと思います。

そして、住民投票そのものは、これが要らない、必要ないということ、下田市は、行政あるいは政治というのは、我々責任者の一端としてね、どういうふうに住民の自治、自分たちの地域に責任を持って暮らしていくのかという部分に直結するわけです。今後、100億の予算を毎年1年間使いながらね、それを託した中で住民の生活が回っていくという中でね、

やはり穏やかな地域をつくっていくためには、ひとつここで初めての住民投票をね、直接皆さんがどういう思いでいらっしゃるのか、結果はどうであれ、一つの形としてね、今後、政治制度を充実させる意味でも、トライアルの意味でも、ひとつやっていくべきではないかと、私自身そう思うんですけども、そういったお考えといたしますか、委員会の中では意見というのは出なかったんでしょうか。最後に伺います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 質疑の中でそういった考えというのは、まず、執行部側の質疑、また、請求代表者の方への質疑ということで、質問にとどまっております。ただ、最後の賛成討論、反対討論の中では、それぞれ住民投票条例の制定について賛成する意見、修正案及び原案に対して反対する意見ということでございました。

主な内容としましては、この条例制定について賛成された委員につきましては、民主的な方法による住民意見を市政に反映させる必要がある。また、今回、双方の食い違いが多いため、少なからず一致する部分を協調し、協力するという意味ですね、請求の要旨にある課題については議会や委員会でその解決を促すべきである。住民投票条例、また自治条例の制定についても市民参加の市政運営に検討が必要といった賛成の討論がございました。

また、原案及び修正案に反対の中では、住民投票条例の必要性は感じるが、現状では諮問機関等を設けて情報の提供や反対される方の意見を酌み取るべきではないか。現在、常任委員会で所管事務調査としてこのことを進めており、議会が行っていることを否定するものである。広域化を図る観点から反対をする。しかしながら、健康等に関する説明は不十分である。代議員制度における議会で予算や条例を可決してきたので反対である。また、先ほども述べさせていただきましたが、反対された委員のほうでも、住民への説明が不十分な点が当局における不信感のつながりではないかといった反対の意見がございました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定についてを
討論に付します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

まず、本案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の沢登英信でございます。

議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について、賛
成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨日の産業厚生委員会で請求代表者7人の方々の陳述は聞かせていただきました。これは
市長も同席していただき、聞いていただいたかと思うわけであります。先ほどの江田委員長
の報告の中にもありましたように、排ガスによる健康被害、あるいはばいじんによります環
境破壊等、これらの事実はないというのが当局の見解でありました。しかし、陳述人の市民
と市が3回にわたります住民説明会の中で、2人の方が具体的に健康被害や環境被害につい
て申し述べていたと。この発言がまさになかったかのような見解を当局は取り続けてまいっ
ているわけであります。

環境の被害、あるいは健康の被害、年間に10万台もの車がこの敷根に押し寄せてくること
になるのではないかと。具体的な数字をもって陳述がされました。4万7,700台を超えるこの
ごみ車、さらに、あそこには南豆衛生プラントがあるんだと。プラントへの搬入、あるいは、
伊豆縦貫道が、インターができる。やがてできるでしょうと。こういう観光のお客さんがま
ちの中心地でありますこの地域に車で参るということになると、まさに10万台を超える
ような車がこの敷根地区に押し寄せてまいるということになると陳述されているわけであり
ます。これらの事実について当局は全く調査をしていない。しておりますのは、日本環境影
響センターの資料に基づいて、日量300台からのごみ車だけですと。問題ありませんと。
10万台と日量300台程度だと。それも一番忙しいときだと。こういう食い違いが、大きな食
い違いや認識の違いが出てきているわけであります。当然、この議員の多くの中から、市長
の、当局の説明不足ということが指摘がされてきて当然であります。このことを指摘しない
議員は誰一人いないと言えるのではないかと思います。

松木市長が掲げております第5次総合計画、時代の流れに乗ってこの下田市を発展をさせ
ていく、こういうことを申し述べているわけでありますが、まさにこの敷根地区に、谷間で

ありますこの敷根地区、その上には認定こども園や敷根の健康広場、公園があり、中学校がある。こういうところで、その煙突の高さはまさに中学校のグラウンドの高さと同じような状態になっている。平地ではなく、拡散するための排ガスはその地域に漂い、落とされていくと。こういう現状を写真をもって、写真のパネルをもって陳述人の方々は説明をされておりました。

どのように市長は感じたのか、聞きたいものと思うわけですが、市長はSDGsや、今また国のほうは、循環型社会形成推進法、平成の12年6月2日に既に公布をしているわけでありまして。プラスチックの容器リサイクル法、さらに、プラスチックのリサイクルを、国は資源化を進めてまいっているわけでありまして。今、紙や布のこのごみを、下田でも70%近くの比率を占めていると思いますが、これらを再資源化していけば、あとプラスチックやビニール類、これを燃やすか燃やさないかが、やはりダイオキシンの発生を抑え、硫黄酸化物や窒素酸化物、あるいは水銀の、猛毒であります水銀の排出を抑える、こういうことになってまいらると思うわけでありまして。

多くのこの陳述人の一人は、今、市が掲げております循環型社会形成計画の目標が令和11年に19%、20%と、リサイクル率20%にも達していない。既に全国平均が20%である。こういう指摘もされているわけでありまして。令和9年から11年度にかけて努力をしていけば、今は年間9,000トン、そのうち燃やすごみは約8,000トンぐらいかと思いますが、そのごみを半減できるのではないかと、こう言っているわけでありまして。まさに貴重な意見ではないでしょうか。58トンの炉を造る必要がないと。燃やす必要がだんだんなくなっていくと。こういうこともこの延長線には言えてくると思うわけでありまして。

こういう状態の中で、市長は、議会において何度も議論し、全協でも丁寧な説明を重ねてまいったと。リサイクルに向けました市民ワークショップも3回ほど開いて、議論を積み重ねてきたので、市民や議員には十分真意が伝わっているんだと、こういう見解や姿勢を崩さないわけでありまして。しかし、先ほど申し述べましたように、実態は、3回の説明会で何人の市民が参加したのかと、こう指摘がされているわけでありまして。100人足らずではなかったのかと。14人の参加の中で1人の方がきっちりと被害を訴えていたと。こういう事実も述べられているわけでありまして。

投票によりまして、選挙に準じました投票によって市民の意見を聞いて、この敷根地区に58トンの大型の焼却炉の新設をすることは、是非を問うという、これはやはり下田市の議会制民主主義の成熟度がいかなるものかということを示すことになろうかと思うわけでありまして。

今日の伊豆新聞紙上では、議会の決定に反する、議会制民主主義に反するんだと、このような議論を展開がされたという報道がされております。大変残念な結果であります。

選挙によりまず代議員制、議会制民主主義の中には、当局や議会が間違いを犯したのではないかと、こう思ったときには、当然、請求権があるんだと。条例をつくる、あるいは改廃をする、今回のような住民投票条例を権利として認められているわけであります。それも議会制民主主義のうちの一つとしてあるわけであります。

さらに、条例の改定だけではなく、リコール権も地方自治法、憲法で定められた地方自治、団体自治、そして、地方自治法の中には直接請求権として認められているわけであります。対立が進んで市民が認められないということになれば、市長を辞めてください、議会解散しなさい、こういうことにもつながっていく。そういうことでないような、それぞれの訴えている人たちの真意を理解し、解決の方向を見いだしていく。このことが議会及び当局に求められている。

今回の住民投票条例の請求は、まさに投票という形で市民の意見を問うと。市長は十分説明してきている。市民もよく知ってるんだと。こういうことであれば、多くの方々が敷根に造ってくださいと、こういうことに投票をしようかと思うわけであります。市長が自信を持てれば持つほど住民投票を実施をすべきだと。議会としても説明、当局の説明が不十分だと。活動期間は、選挙に伴う活動期間は10日ということですが、この10日に向けて、当局も、それから住民の代表の皆さんも、それぞれ市民に向けて自分たちの主張を申し述べ、どちらの方向が正しいのか、選んでいただけるのか、こういう判断を求めることこそ、この下田の議会の真価が問われる、こういうことになってまいろうかと思うわけであります。

これを否決して、それでいいんだと。住民の要求は無視すればいいんだと。2,300人からの署名が集められたと。有効投票の選挙人名簿に出されております人員は1万7,839人だと。2,300人のこの署名は、割り算をしますと、1割以上を超えているわけであります。しかも11月の15日から12月の15日までという限られた署名の期間で、2,300人の方々が投票をやってほしいと。これは2,300人にとどまらず、多くの市民が当局の説明が不十分だと。疑問を持ってると。ぜひ市政に投票という形で参加をしていきたい、まちづくりに参加をしていきたいということの意思表示であろうと思うわけであります。

ワンチームを掲げているこの市長が、市政に市民が参加をしていきたいんだと、こういう表明をしているにもかかわらず、あなたは参加させませんよと。住民投票は必要ありません

よと。こういう姿勢を取るということは、まさにいかなもんかと思うわけであります。ワンチームどころかワンマンチームだと、上からの、1市3町の首長さんが決めたことを下田市民に押しつけて事業を進めていけばいいんだと、こういう道を進もうとしている。こういう道に議員の皆さんが賛成をしようとしている。こう理解がされるのではないかと思うわけであります。議員の皆さん、ぜひともこの条例に賛意を示し、住民投票を実施をするという観点に立っていただきたいと思うものでございます。

なお、最後になりますが、市長の意見書を紹介をさせていただきたいと思いますが、松本市長は、地方自治法第74条1項の規定に基づき、敷根地区の大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について請求があったことから、同条第3項の規定により意見を申し述べますと、こういうことで、1市3町によります広域ごみ処理事業は、人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的と考え、議会や市民等への説明、報告をはじめ、適切な手順、手続を経て進めていることから、住民投票条例の制定は必要ないものと考えます。議員の皆様様の御審議をお願い申し上げ、条例案に対する意見といたしますと。内容的にはたった3行でございます。令和5年1月30日、下田市長、松木正一郎と署名がしてあるわけであります。

1市3町のごみを集めますと、令和2年度の実態で、約、下田が年間9,000トンとしますと、1万8,000トン、倍のごみになってまいるわけであります。令和9年あるいは11年度の状態を見ましても、炉を造るときの令和9年度はこの1万8,000トンのごみを1万4,000トン、約1万4,000トンにすると。こういう計画となっているわけであります。正確には1万3,989かと思いますが、そういう数字を見込んでおります。

しかし、そのうちの下田市の出すごみは約半分であります。7,000トン近くを出しているわけであります。その比率は変わらない。新しい炉を造るので、排ガスも水銀も、あるいはダイオキシン類も今より少なくなるんだと。期待値を当局は申し述べておりますが、そのようなことには絶対にならないわけであります。

令和4年の5月25日、サンワークで稲生沢川流域問題の人たちと市長は5回にわたります面談を持っている、話合いをしておりますが、そこで出された資料がここにあります。指宿や天山、あるいは恵庭、山鹿等のばいじん、硫黄、窒素酸化物、ダイオキシン等の現在の排出量がどうなっているかという資料がここにあります。そして、ここに今述べました北海道の恵庭や天山、あるいは九州の指宿等は、現在、下田市が使っているばいじんの量よりも、造ったばかりの施設であるにもかかわらず、多くのばいじん量が出されていると。こういうことが示されているわけであります。

これはどういうことか。炉を造るのに放射能のバグフィルターは大変高度なものと言われております。この焼却炉のバグフィルター等はそんな高度なものは使わないと。焼却炉にふさわしいものを使うと。今の法体系の中でクリアできる、そういう制度の施設しか、当然、金がかかりますので、事業者は提案してこないし、造らないわけであります。今と同じような濃度のものしか造れないんだというのが、炉を新しくしても、実態であります。

そうしますと、燃やすごみが倍になれば、出す総量は倍になってくるわけであります。南伊豆や松崎や西伊豆町、そこでごみを燃やさなくなる。確かにその地域の人たちは環境はよくなるかもしれませんが。しかし、敷根地区は今の倍の汚染を20年も、ある場合には30年も受け続けるんだということになってまいるのではないのでしょうか。このような実態を少なくともどのように回避をするのか、こういうことが、炉を造るにしても造らないにしても、当局が果たすべき責任の一つではないのでしょうか。それは陳述人も議員も指摘してまいつているわけであります。ごみの量を減らしなさいと。資源化していきましよう。そして、そのことは当局も認めざるを得ない。認めているわけであります。しかし、その計画は全くつくられていないと言ってもいいような内容でしかない。こういうことになっているわけであります。

下田のごみをどうしても燃やさなきゃならないんだと。だから、今のところに炉があるから、そこで燃やさせていただくんだと。こういう見解であるならば、令和9年度におきます、人口が減っていくために、それなりの努力をしなくても、6,000トン、年間6,000トンぐらいの燃やすごみの量に自然になっていく。こういうことであれば、1市3町のごみもそれぞれ減らしていただいて、6,000トン以下にする。その先頭に立って、この4年から5年の間にごみの量を半減させていくんだと。こういう表明が当局、市長からあつてしかるべきではないのでしょうか。突き放すような、人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的だと。報告や説明もしてるんだと。こういうことでは、多くの市民や陳述人が納得できないということと言えるのではないのでしょうか。ぜひともこの意見書案、後ほど追加の補足をさせていただいて、循環型社会をつくっていくんだと。

しかも、この敷根は健康や環境だけにとどまらず、観光地下田、地価やまちづくりにとって多くの被害といいますか、悪影響を与えていく可能性があると思うわけであります。住むところとして一等地であるべき団地や等々はごみの煙が漂う地域になる。当然、地価や経済的な価値も下げられてまいるのではないかと思います。

さらに、この人口減少の中で100億からのお金を使ってやるべき事業なのかと。修理した

らどうかと。延命化したらどうかと。こういうことさえも比較検討をしていない。まさに計画と言えない、上からの焼却炉を造ればいいんだというこの計画は見直していただくしか私はないと思うわけです。しっかりした計画というのであればなおさらのこと、住民投票をして、市民の意向を確認をして、民主的な市政を進めていくというこの姿勢こそ大切だということを再度訴えさせていただきます、私の陳述とさせていただきます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

○3番（鈴木 孝君） 反対の意見を述べさせていただきます。まず最初に敷根地区での大型ごみ焼却施設の問題に対する意見を述べ、その後に住民投票条例の制定に反対の意見を述べさせていただきます。この意見は、私への市民相談や私の知人、友人、支持者に伺った意見、語り合った内容を踏まえ、総合的に判断し、私の意見とさせていただきます。

私たちの住む賀茂地域は年々少子高齢化が進んでおります。人口減少を少しでも食い止めながら、経済面も考慮し、暮らしやすい下田、賀茂地区をつくっていく上で、賀茂地域の連携が非常に大切であります。既に病院、斎場、プラント、消防も広域で連携をして事業を進めております。ごみ処理場の建設も各市町の経済的負担減が図られるメリットを考慮し、南伊豆町、松崎町、西伊豆町と下田市が連携してごみ処理を進めていくべきだと考えます。

大きく変革し、先の見通せない不安定なこの時代、世界においてもこの賀茂地域においても大切にすべきものは協調、協力だと思います。各自治体が折り合いをつけ、協調し、協力して前に進んでいくことが大事だと考えます。ごみの減量化は議員全員で勉強し、提案して、市当局、市民とともに燃やすごみの減量化を進めていくべきだと考えます。環境の問題に関しては、現在行われている環境アセスメントの結果を重んじていきたいと考えております。

以上が私の意見でございます。この意見は、私が何うことができる限りの範囲で市民の方と語り合い、その意見を総合してまとめて意見としたものであり、下田市全員の市民の方の意見を聞いて判断したものではございません。私以外の議員も、その議員が意見を行うことができる方々への意見、要望を聞き、参考にして市政に反映させるよう議会に望んでいらっしゃると思います。この先も各議員が皆で周りの市民の意見を吸い上げ、まとめ上げて、議案に対し賛否を示し、市政を進めていくことが大事だと考えております。以上の理由で、住民投票を行うことなく市政を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

次に、賛成意見の発言を許します。

5 番 矢田部邦夫君。

〔5 番 矢田部邦夫君登壇〕

○5 番（矢田部邦夫君） 住民投票条例制定に賛成の立場としての意見を申し上げます。

11月15日から12月15日までの1か月間、1市3町広域ごみ処理事業の是非を問う住民投票条例の署名活動が行われました。12月1日、定時登録数1万7,839名のうち、請求に必要な50分の1、357名のところ、6倍強に達するほど住民の関心は高く、有権者の12.8%、2,300名の署名が集まり、住民投票条例制定が審議される運びとなりました。

また、今回の住民投票を実現させる会の進め方については、憲法92条、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、しっかりとした手順を踏まえ、行われてきております。議会は間接民主制ですが、今回の広域ごみ処理事業に限っては、住民に対して説明責任を十分果たさなかった市長や、それをチェックし切れなかった議会に対する住民の不満が噴出した結果だと思います。

しかし、残念なことに、一昨日の30日の議会の席上、市長の意見書が提示され、内容は、1市3町による広域ごみ処理事業は人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的と考え、議会や市民などへの説明、報告などをはじめ、適切な手順、手続を経て進めていることから、住民投票条例の制定は必要ないものと考えますと述べております。全く、これから昨日の31日の産業厚生委員会による審議、本日の採決を図る前の段階で、聞く耳を持たない。苦勞して集めた市民の有権者の12.8%、2,300名の署名をいとも簡単に、軽く否定してしまいました。なぜもっと慎重に検討しなかったのでしょうか。

昨日の委員会審議の議論は、住民投票の議論ではなく、一般質問のやり取りで、本題から大きく離れ、時間の無駄で、内容に欠けた中、採決を図り、反対者はなぜ反対なのか意見がはっきりせず、否決されたことに傍聴者は不満を抱いておりました。

議会は間接民主制で、議決したのだからよいという議員の考え方が強過ぎると、間違いを起こすことにもなります。市長、議員は選挙により選出された以上、市民の意見は反映しなければなりません。結果が悪かったとき、議会はどう責任を取るのでしょうか。一般的に人は肩書がつくと大きな勘違いをするものです。市長、議員は多くの方々の意見に耳を傾ける

ことが重要ではないでしょうか。職責にあぐらをかかない、過信しないこと、謙虚さが大事ではないでしょうか。もう一度反復します。一般的に人は肩書がつくと大きな勘違いをするものです。市長、議員は多くの方々の意見に耳を傾けることが重要ではないでしょうか。職責にあぐらをかかない、過信しないこと、謙虚さが大事ではないでしょうか。くしくも今年4月は統一地方選挙が実施されますが、市民の方々はそれぞれの議員の動向、考え方をしっかりと見極めるよい機会になると思われます。

昨日の委員会で、住民投票を実現させる会の代表者7名それぞれが分かりやすく説得力のある意見を述べていただきました。1か月間大変苦勞し、有権者の12.8%、2,300名の署名を集めた必死の頑張りは重く受け止め、尊重しなければなりません。下田市における1市3町ごみ処理事業についての直接住民投票を強く推進する賛成の立場の意見といたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 討論の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論を続けます。

次に、反対意見の発言を許します。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

○11番（進士為雄君） 明政会の進士為雄でございます。住民投票条例に反対の立場で発言させていただきます。

現在の建物は昭和57年に建設され、耐震化もなく、外見から見れば幾つかのひび割れも見られ、耐用年数に近づいていると報告書が出されております。建設と同時にリサイクル率を高めることが非常に大事なことだというふうに常々私は思っております。にもかかわらず、1市3町のリサイクル率は20%にも満たないという現状でございます。

先日、産業厚生委員会で先進地視察ということで葉山町に行きました。葉山町はごみ焼却施設を持たないという前提でリサイクル率に力を入れている町でございます。その町のリサイクル率は50%を達成させています。しかしながら、その要するに50%に達するまでの歴史

を見ますと、キエーロとか、いわゆる処理容器ですね、そういうものを七千数百台普及させているわけですが、そこまでに三十数年の要するに時がかかっております。

しかし、そのことから考えますと、減量化を進めてからの建設ということを考えてみたこともあるんですが、このことから考えますと、現在の処理施設の建屋というものはもう既に四十数年たち、限界に来ているというふうに私は判断しております。そういう中で、様々な当局からの予算については賛成をしてきた立場であります。

人口減少から来る財政縮小や労働者不足、現在のような物価高騰、使用料金、建物の老朽化、様々な問題を加味しながら処理場建設は判断しなければならないと思っています。市民一人一人にこのような複雑な情報が正しく伝わるとは思えません。その判断は私は非常に難しいことではないでしょうか。そのために代議員制度があり、議会はそのようなことを加味して判断し、予算、条例を可決してきました。ですから、私は条例制定については反対するところでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。静粛に願います。

次に、賛成意見の発言を許します。

6 番 佐々木清和君。

〔6 番 佐々木清和君登壇〕

○6 番（佐々木清和君） 議員の皆様、市民の皆様、おはようございます。再興の会の佐々木清和でございます。私は賛成の立場から意見を申し上げます。

大勢の住民から要請のあった敷根地区における大型ごみ処理施設の建設の是非を住民の意見で決定しようとする今回の住民投票条例について賛同するものであります。

今回の臨時議会の審議の中で明らかになった事実は、これまで下田の子供たちや市民の健康と安全にとって全く問題ないとしてきた市長をはじめ課長の答弁が完全に虚構であったことを明らかにいたしました。

2 点目に、ふるさとの下田が周辺のまちのごみの集積所となり、これまでの倍以上のごみを今後数十年間にわたって燃やし続ける計画が人口減少と少子化を一層促進するものであることが明らかになりました。新型コロナウイルスの感染の拡大が進む中で、テレワークやリモートワークが推奨され、大都会から地方への人口移住が推奨される時代です。子供たちの健康と安全に配慮しないまちに子育てをしようとする若者たちが移住することを促すことは

できません。まさに下田市の人口減少をさらに加速させ、下田市としての都市の機能を維持することさえも困難な時代になるということも明らかになったと思います。

時代は私たちの社会と暮らしから出る廃棄物をことごとく燃やして灰にして処理しようということから一転して、全ての廃棄物の再資源化を進めなければならない状況は明らかだと思います。敷根に100億円もの予算で大きなごみ焼却施設を造って、今後数十年にわたってプラスチックや紙類を燃やし続ける計画に合理性はありません。

市長は、議会や市民に対して敷根地区に大型ごみ焼却施設についての情報や説明は尽くされているという意見は全く事実と異なります。敷根地区における大型ごみ焼却施設建設の住民合意は全く形成されておられません。現に建設しようとしているエネルギー回収型ごみ焼却施設の具体的な内容の説明さえもできていない状況です。

下田市議会は住民の選挙で選ばれた13人の議員で構成されています。私たち議員の責務は、住民の要望、意見を代表して市政に反映する責務を負っております。同時に、執行機関に対する住民の立場に立ったチェック機関でもあります。今回の住民投票を求める署名は2,300名とされましたが、実際は大方の市民の強い要望と意見が背景にあることを理解しなければなりません。住民主権の土台の上に成り立つ議会が大方の住民の要望や意見を無視する決定をすることは、下田市議会の自殺行為にも等しいものと思います。本当の住民の意見を反映して市政を進めるためにも、住民投票条例に賛成するものであります。

ちなみに、昨日、産業厚生委員会開かれました。傍聴、市長は最後まで傍聴していただいて、市民の声を聞いていただいてありがとうございます。ただ、傍聴にも参加しない議員がおり、そういう議員の方はこの場で市民の声を直接聞いていないのに、反対という論法は成り立ちません。傍聴していない議員が反対意見を述べるのは市民は納得できません。これからどの方が反対意見述べるかもしれませんけども、傍聴された方が反論をしていただきたいと思います。

以上、市民の思いでございます。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

8番 小泉孝敬君。

〔8番 小泉孝敬君登壇〕

○8番（小泉孝敬君） 自民クラブ、小泉孝敬です。今回、住民投票条例の制定には反対の立場より意見を述べます。

私は今回の1市3町による広域ごみ処理施設建設事業には大いに賛成であります。そもそ

もこの事業は、将来の大幅な人口が予想される中、賀茂は一つの精神の下、各自治体単独の維持管理が大変であることから、1市3町の連携による、連携です、南伊豆広域処理施設建設を行っていかうというものです。

場所については様々な意見がありますが、現在の敷根施設については、焼却場として、地形、位置において、土地の造成のしやすさ、搬入、運送コスト等、人口の多い下田の現在地であればこそ、他の土地を探し選定するよりも、時間及びコスト面、また、将来の伊豆縦貫自動車道のインター近くであり、様々な面で合理性があり、妥当性があると思います。

また、敷根施設近くには学校、こども園、住宅街などありますが、今まで何年も何事もなく使用されており、今の技術であればこそ周辺に対して安全で安心と思われ、今後も有効に活用すべきであります。

また、他市の例を見れば、大阪の舞洲の焼却場は近くに何とユニバーサルスタジオがあり、テーマパークの一角に位置し、人気観光スポットで訪れる人も多く、観光の面でも注目されています。また、広島市の焼却場、中工場は、市街地内にあり、まるで美術館みたいと言われ、有名な建築家により、美し過ぎるごみ処理施設として最新の技術を導入し、ごみ処理施設のイメージを一新する建築のデザインとなっております。よって、ここもまた見学者も多く、注目されています。昔とは大違いです。

焼却場は私たちが生活することで発生する不要物を処理してくれる大切な施設です。周囲に危険をまき散らす危険な施設と見るのはもうやめましょう。先日、伊豆新聞に掲載された、伊豆市と伊豆の国市が共同で整備した処理施設、クリーンセンターいずもしかりであります。これからは皆さん、皆で焼却場に対する環境面での悪いイメージを捨てて、正しく焼却場の役割を理解し、1市3町の環境保全に役立つようにしましょう。まさに今こそそのチャンスのときなんです。

以上であります。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

議員に申し上げます。議長の許可のない不規則発言は厳に慎んでください。よろしいですね。

次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

4 番 渡邊照志君。

〔4 番 渡邊照志君登壇〕

○4 番（渡邊照志君） 皆さん、こんにちは。清新会の渡邊と申します。敷根地区での大型ごみ焼却場建設に関する住民投票条例の制定についての反対の立場で申し上げます。

人口減少社会では、ごみ処理に限らず、行政の様々な分野で広域連携が求められております。それによって事務の効率化が図られ、事業費の削減などの効果が得られるからです。ごみ処理においては、財政状況の悪化などにより、1市3町の自治体単独で各施設を維持管理することが困難となっているのが現状であります。持続可能なごみ処理事業を継続していくためには、広域処理、いわゆる集約化が必要とされております。そこで、市民から私に寄せられた事柄について述べさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 静粛に願います。

○4 番（渡邊照志君） 公害に対する苦情について、市当局からの回答は、西本郷、敷根、弘洋園地区を含む住宅地においては、公害への苦情の報告はなく、また、認定こども園、下田中学校、敷根プール、敷根スポーツセンターなどからも公害被害の苦情の報告はないと、学校関係者、教育関係者より報告を受けております。

また、交通渋滞については、令和3年9月の資料によると、先ほど沢登議員のほうからありました、私のほうの10万台というものがありましたが、この統計ですと9万4,000台です。それで、1日の平均搬入台数は、下田が55%の167台、南伊豆、20%の59台、松崎、約11%の33台、西伊豆町、約13%の39台の298台でございます。数字が示すとおり、下田市の搬入台数が全体の半数以上でした。児童生徒の通学時間の搬入を避け、通常の8時45分から午後4時までの搬入時間は7時間15分となります。昼休みは交替でやってますので、休み時間はありません。1時間では約40台弱の計算となります。下田の1日の搬入台数が55%ですので、約20台、残りの3町で20台となり、この台数では渋滞も考えにくい数字であり、敷根1号線に対する渋滞の影響はないと考えられます。また、他町ではごみの量を調節するために中継基地を設置することも検討されております。

敷根候補地の臭気、健康被害について、市当局より、認定こども園、敷根プール、中学校、敷根スポーツセンター、弘洋園住宅地においては、臭気、特に健康被害についても報告を聞いてないということであります。

施設と設備について、現在の施設は約四十数年が過ぎ、地震に対する耐震もされておらず、

危険な状態ですが、設備に関しては現在も国の基準を十分クリアしており、新焼却炉はさらに厳しい自主規制を設定することとしていますので、より安全性が確保されていることと思います。

最後に、環境アセスメントについて、事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについてあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、地方公共団体から意見を聞き、環境の保全の観点からよりよい事業をつくり上げていくことを目的に、令和4年、5年をかけて現在進めております。

以上の理由により、現在地を有力候補とすることは賢明な選択と思い、ごみ焼却場施設に関する住民投票条例の制定に対し反対の立場の意見といたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） 今回の住民投票条例につきまして、実施賛成の立場から端的に申し上げておきたいと思います。

ただいま議員皆様から種々の賛成、反対の御意見をいただきました。しかしながら、住民投票条例請求の要旨につきまして、昨日、請求人からの細かな、極めて科学的なデータも説明をいただいております。それほど住民の方が手弁当で勉強なさっているという部分を、これはどういうことかという本論の本質の問題を、議会及び執行部、もう少し真摯に考えるべきだと思います。

データにつきましては、種々意見、賛成及び反対の議員の方が申し上げている内容については、議員間の意見交換はなされておられません。よって、言いつ放しの意見であるという部分は非常に残念です。その中で、私も先ほど産業厚生委員会委員長からの報告の中で2点ほど上げて質問させていただきました。しかしながら、今回の制定請求の住民の2,300名の方が自ら動かれたという部分を下田市として、下田市の議員として真摯に、丁寧に考えなければならないだろうと思います。

まず、2点端的に御説明申し上げますけども、先ほどの質問とダブるようになるかと思います。まず、健康問題への疑義につきましては、これは議員、賛成議員の中から、現状では被害が出ていない云々、何がしの御意見出ておりますけども、これは、いわゆる個人レベルあるいは一部分の情報を加味した中での判断というのは許されないだろうと思います。それ

ら全国的なごみ焼却場に関わる公害問題というのは大きな問題になっております。もちろんこのごみの焼却、排ガスに限らず公害問題というのは、皆様御承知のように、イタイイタイ病、水俣病、カドミウム云々、戦後たくさんございます。いまだかつて片づかない問題も引きずっております。いずれもが原因発生から20年、30年、40年たってようやくそれを対応するという、残念ながら、人間の技術の限界がございます。医学の限界もございます。

そうした我々学んだ知恵の中でね、今回、排ガスの問題についても、これも既に先ほど申し上げましたように、とつくに裁判になっております。何度も何度も裁判になっております。そうした中で、ちょっとお読みいたしますけども、環境省の検討会では、いわゆるかなめとなるバグフィルターが99.9%排ガスの危険物を除去すると。よって安全であるという声明を述べております。しかし、これについて、弁護士でございますが、この方は梶山正三弁護士という、いわゆるごみに対する談合であるとか、過剰見積りであるとか、そういったものに対するトラブルを対応する弁護士の会というのが日本にはございます。これが100名参加しております。この会長でございます。かつ理学博士という肩書を持っている方でございます。この方が時折公害問題の法廷に立っております。証人として喚問しております。その中で述べておりますが、しかし、環境省のいう多くの焼却炉、融炉裁判で焼却炉メーカーなどの専門家、技術者の証人尋問、反対尋問を行ってきた梶山正三弁護士は、環境省の言い分は根拠がないと、以下9点に分けて述べております。裁判所の記述がございます。はしょって御説明申し上げますが、例えば一つとして、バグフィルターのろ過効果は日々変動し、事故も多い。これにつきましては、ダイオキシンという物質の一部分の物質を想定したバグフィルターでございまして、気化、いわゆる空気中に高温により気化した排ガスはほとんど、ほとんどと申しますか、30%から40%は出ていっているという証言をなさっております。特にバグフィルターのろ過効果につきましては、安全効果につきましては、以下のように述べております。第1に、気体状、いわゆる煙になって気化した、空気中に混ざった気化した状態の数々の重金属物質はろ過できません。断定しております。このフィルターそのものが一定の自主基準というのがございまして、一定のサイズの廃棄物については規定が、細かな規定がされております。これに沿ってバグフィルターの、いわゆるこれは部品メーカーでございまして。これが日本では現在32社ございます。中小企業が多いんですが、このメーカーが国の定めた基準に沿ってバグフィルターというものを製造しております。それをプラント会社に提供しているわけですね。いわゆる自動車というタイヤメーカーがいて、タイヤを大手の自動車組立メーカーに供給すると。これと同じ仕組みでございまして。よって、気化したいわ

ゆるウイルスレベル、あるいは放射性物質レベル、目に見えない気化した物質については対象にはされておられません。よって、3割から4割の、長年、いわゆる半年から1年たつと粉状の物質としてたまるわけですね。これかつて私は写真を皆様にお配りいたしました、気化した煙突の外から出た物質の中にこれだけの重金属の粉がたまるんですよという証拠写真をつけて皆様にお配りしました。これが裁判でも検討されておる次第なんですけども、このように、現在の安全神話につきましては、環境省、国そのものが反論し切れていないという現状がございます。つまり実証実験がされず、空間、環境、一定の研究室の中で取られたデータにすぎないという部分でございます。この辺が最も重要な部分でございます、これが裁判になっているわけですね。そういうレベルの中での安全性を討議される中で、私どもが一人二人聞いたら何でもないよとか、臭いはないよとか、こういう安易なデータで判断をすることは非常に危険である。これは断言できると思います。

最後に、1点申し添えておきたいことがございます。現在、下田市では、この環境問題、健康問題を含めた環境問題についての一つの答えを見いだそうとする方法が、現在の環境アセスメント始まっております。皆様御承知のように。これをもって、市長をはじめ当局、推進の議員の方はそれで可否を決めようと、何度も何度も繰り返しやっておるんですが、かつてこれについての環境省及び国の説明がございます。やはり住民説明会の中でこの環境アセスの結果というのはどの程度信憑性、信頼が置けるのかという部分の質問が住民から出ております。これ答えております。文章にあります、はっきりと。環境アセスというのは住民個々人の健康を守るものではございません。全体の環境の変化、これを総体的に捉えるものですと答えております。驚くような答えをしているわけですね。

ですから、周辺、敷根、及びゼロ歳児から5歳、5年間の幼児、認定保育園、220名内外、3年間の中学生、440名内外、これらが400メートル、500メートル内で8年間に及ぶ生活をした中でね、いいんだという、その明らかな責任を持った発言ができる方がいらっしゃるのか、私はひとつお尋ねしたいと思うんですけども、それよりもやはり今回出された住民投票条例の要旨がそれを2,300人の方がまさに物語っているわけですね。そうしたものも含めて科学的な、合理的な結果がもう一つ反対、賛成が分かれていると。それらを含めた中で条例の請求をして、住民の方がどういう思いでいるのかを確認する意味のいわゆる投票行為であるという部分です。これによって市も建設計画をストップあるいは進行するということではないだろうと思います。

よって、市長おっしゃる住民合意の取り方につきましてはね、アンケートやパブリックコ

メントやワークショップ等を、やり方は現在ございますけども、それら自体は必ずしも完全な形では実施されてないという中で、今回初めて直接的な要望が出されたことに応えるべきだろうと思います。一度やられてからまた再度検討なさるべきだと、これはもう申し添えて、非常に簡単ではございますけども、賛成討論といたします。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

2 番 中村 敦君。

〔2 番 中村 敦君登壇〕

○2 番（中村 敦君） 明政会、中村 敦。議第2号、住民投票条例の制定議案に反対の立場で、つまり住民投票に委ねる必要性も必然性もないとの考えから、3つの視点から反対意見を述べさせていただきます。

第1に、本事業は民主的な手法と経過をもって進められている事業であり、そこに何ら瑕疵はなく、間接民主制をもって十二分に民意を反映していると認められるからです。改めてこれまでの経緯を振り返ってみたいと思いますので、お付き合いください。平成30年半ばに1市2町、下田市と南伊豆町と松崎町による広域のごみ処理施設、これの計画、協議が頓挫いたします。このときもやはり広域で南伊豆に下田市と松崎町のごみを搬入し処理しようという、そういう事業計画でしたが、頓挫いたします。

平成30年12月補正予算、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託、3年の債務負担で800万円です。これを10対1で下田市は可決します。この時点で福井市長でございますが、賀茂のリーダーたる下田市が強いリーダーシップを持って福井市長はこの広域事業を推し進めてまいります。これは前議会の体制でございまして、私はいなかった。

そして、令和元年度12月補正予算において、広域ごみ処理事業市町負担金として3町から220万6,000円、これを受け入れる、この予算案は全会一致で可決しております。反対はおりませんでした。さらに、令和2年度6月補正予算において、やはり市町からの負担金受入れ188万9,000円、これを10対1で可決。歳出として広域ごみ処理方式検討用資料作成業務340万円、これも10対1で可決しております。

この流れを受け継ぐ形で松木市長になります。令和3年度当初予算において、やはり歳入として市町の負担金受入れ462万8,000円、歳出としてごみ処理基本構想再策定支援業務委託など699万5,000円、これを9対3で可決しております。このごみ処理基本構想策定、令和3年度9月の策定を受け、1市3町の首長は覚書を交わすこととなります。焼却ストーカ方式、そして負担割合についての覚書を交わすことになるわけです。

さらに、本年度、令和4年度当初予算において、歳入として、やはり負担金の受入れ2,007万6,000円、歳出としては環境アセス、生活環境影響調査業務委託、令和4年度分、3,025万円、これらを8対4でやはり議決しております。これら全ては公開された議会において議決をもって執行されております。さらに、強いリーダーシップを持って始めた福井前市長時代からの踏襲であり、議会も前体制からの踏襲であって、決して松木市長や現議会の独断には当たらないということを意見として付しておきます。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 静粛に願います。

○2番（中村 敦君） 第2に、市民の審判を仰ぐのであれば、市議会議員選挙がその役割を果たすのではないかとということです。住民投票という選挙をするのであれば、それは当局の概算で1,700万円もの税金が投入されます。くしくも4月には市議会議員の改選があります。この広域ごみ処理事業、この是非を一つの争点とするならば、それは市民の審判を仰ぐことになり、二度の選挙は必要ないのではないのでしょうか。

3つ目です。第3に、住民投票に委ねる妥当性が市民の負託を受けた一議員として私には認められないということです。各市町の議会における民主的な議決、さらに、直接選挙によって選ばれた1市3町の首長の覚書によって進められる広域連携事業において、下田市だけでその是非を問うこの手法に賛同することは極めて慎重にならざるを得ません。

そして、住民投票では質疑や議論の過程を十分に経ずに投票によってのみ賛否が決定される等の課題もございます。当該施設のような施設の整備については是非を問う場合、その性質上、根本の、最も重要な行政サービスの一つであるごみ処理行政サービス、これの必要性、重要性についての議論が欠落するおそれがあると考えます。

さらに、条例案第15条では、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重することとしておりますが、住民投票によって決する賛否は、建設位置か、処理方式か、あるいは広域連携事業なのか、いずれに対する賛否であるかが明確にはできない。だからこそ議会で十分にあらゆる論点において議論、討論する中で、最良の道を選択しながら推進すべき事業であって、住民投票にはそぐわないと考えるからです。

例えば広域化に問題があるのか、つまり市外からのごみの搬入に問題があるとするれば、それは臭気なのか、渋滞なのか、ならば、それをどう解決し、理解を得るのかについて十分に議論し、一つ一つ解決する必要がある、それは議会においてできることだと考えます。それこそが議論の場である議会の役割だと考えます。ただ賛否を問う住民投票においては、これ

ら一つ一つの問題を解決することはできないと考えるものです。これが3つ目です。

市民から税金を頂いている以上、滞りなく生活ごみを収集し処理すること、衛生的な衛生環境を守る、これは上下水道と同じく最も大事な行政サービスであり、憲法によって保障されるべき健康で文化的な最低限度の生活の基本と言えます。間違ってもそれを未知の技術革新に期待して先送りしたり、理想を追うばかりで現実的でない道を選択することは適切な税の使い方とは言えないと考えます。長年議論し、ようやく道筋の出てきた広域ごみ処理事業、これを遅らせたり中止させたりすることは、ひいては広く市民の不利益につながるものと確信し、公共の福祉に資するべき議員としてこれを選択することは私にはできません。

しかしながら、本条例制定請求者らの主張には多々共感できる部分があり、貴重な市民の意見と不安として耳を貸すべきです。多くの市民の署名の根底にあるもの、これを市当局は理解し、組み入れ、事業の執行に当たっては、本当の意味で市民の福祉の向上、あるいは文化の向上、あるいは下田を訪れる観光客にも喜ばれる、そういう誇れるべき施設として次世代に残すよう期待し、要望し、討論に代えさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 静粛をお願いします。

次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数。

よって、議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定については否決されました。

○議長（滝内久生君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和５年１月下田市議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後０時３分閉会